契約変更理由書

神戸市

工　事　名	三宮中央通り地下通路改修工事

契約変更後の工事概要

（建築工事）

1.　仮設工事の追加

2.　漏水改修工事の追加

3.　製作ベンチの追加

4.　内装工事の仕様変更

5.　ガラス工事の仕様変更

6.　膜天井の仕様変更

7.　その他軽微な変更

（電気設備工事）

8.　照明器具の追加（R-1 通り、R-1 シャッター前、R-5 膜天井部、G-11 ガラス内）

9.　スピーカー及び感知器の追加（R-5 通り）

10.　総合盤の移設（G-11）

11.　照明器具の設定用機器の追加（R-8 円柱内）

（機械設備工事）

12.　スプリンクラーヘッド移設の取りやめ。

13.　スプリンクラーヘッドの追加設置。

14.　消火配管の更新。

15.　ダクト制気口再取り付けの取りやめ・ダクトの閉塞。

契約変更の理由

（建築工事）

1. 現場段階での調整により、通行者の安全性を確保する観点から、既設誘導ブロックの貼替え等の必要な仮設を追加でおこなった。
2. 現場詳細調査により、天井や壁面からの漏水が著しい箇所についてその調査及び止水の対策を追加で行った。
3. 要求課からの要望により、R-13,R-16 において製作ベンチを追加設置した。
4. 現場詳細調査により、意匠上・安全上の観点から現場納まりを再検討し、材料の仕様変更を行った。
5. G-11 の偏光フィルムについて現場詳細検討の結果、耐久性向上の観点から仕様（厚みの）変更を行った。
6. R-05 の膜天井について現場詳細検討の結果、耐久性向上の観点から屋内仕様から屋外仕様の材料へ変更を行った。
7. その他現場詳細調査の結果、仕様等の変更により、安全性、利便性、耐久性が向上するもの。

（電気設備工事）

8. エリアの照度を上げるため、照明器具を追加する。
9. 幕天井部は各種器具を設置せず、壁際の梁カバーに移設する。移設により包含距離が取れないため、スピーカーと感知器を追加する。
10. 壁をガラス仕上げにするため、総合盤が設置できなくなるため移設する。
11. 照明器具の色を時期等により変化できるよう照明器具の調色設定器を追加する。

（機械設備工事）

12. 現場詳細調査の結果、スプリンクラーヘッド移設の必要がないことが判明したため。
13. 現場詳細調査の結果、散水障害等がある箇所へのスプリンクラーヘッドの追加設置が必要となったため。
14. 主体建築工事の天井施工方法の変更により消火配管の更新が必要となったため。
15. 主体建築工事の施工方法の変更により、制気口の設置が不要となったため。

（公表様式第６号）